

会議録

会議の名称	平成27年度 第1回清須市総合教育会議
開催日時	平成27年11月11日(水) 午前11時～11時35分
開催場所	市役所本庁舎3階大会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 総合教育会議の新設に係る法改正の概要について</li> <li>3 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 清須市総合教育会議設置要綱【案】について</li> <li>(2) 教育大綱の策定方針について</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4 閉会</li> </ol>
会議資料	会議次第、清須市総合教育会議出席者名簿 清須市総合教育会議配席図 資料1 総合教育会議の新設に係る法改正の概要 資料2 清須市総合教育会議設置要綱 資料3 大綱の策定方針について
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	1人
出席委員	加藤市長、教育委員会委員(堤委員、後藤委員、福田委員、高山委員、齊藤教育長)
欠席委員	なし
事務局	〔市長部局〕葛谷企画部長、河口企画政策課長、企画政策課横幕主任 〔教育委員会部局〕櫻井教育部長、石川参事、丹羽学校教育課長、栗本生涯学習課長、前田スポーツ課長、加藤学校給食センター所長、学校教育課小出主幹、酒井副主幹
会議の経過  <b>1 開会</b> (事務局：教育部長) 定刻になりましたので只今から第1回清須市総合教育会議を開催いたします。私は、教育委員会教育部長の櫻井と申します。よろしく申し上げます。 この会は清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき行われます。はじめに、傍聴人の方にお願ひします。本配布しました「傍聴に当たっての遵守事項」をご覧いただき会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願ひします。携帯電話の電源はお切りいただきますようお願ひします。なお、録画、録音等は禁止となっておりますのでよろしくお願ひします。開会に当たりまして加藤市長からごあいさつを申し上げます。	

(市長)

改めまして、皆さんこんにちは。本日は定例教育委員会が開催されたと伺っておりますが、引き続きこの総合教育会議を開催することになりました。誠にご苦勞様です。平素は教育委員会委員の皆様におかれましては、教育行政はもとより市政にお力添えをいただいております。

既にご承知のように本年度から教育委員会制度が変わりまして、本日はこの第1回目の総合教育会議を開催することとなりました。この制度改革については、大きくは総合教育会議を設けること、それから教育大綱を策定すること、さらに教育長と教育委員長の権限に整合性を持たせること、この3つの点であります。教育大綱については、今後皆様方にご意見をいただきまして作っていきたいと思っております。

さて、教育を取り巻く状況は今、大変厳しいものになっておりまして、安全、安心な学校生活の保障は学校教育の最優先課題であると思っております。そんな中で今、いじめによる自殺が後を絶ちません。学校におけるいじめ問題、先日も名古屋市においていじめによる男子生徒が自殺したという問題がありました。そしてこのことについて学校では緊急のアンケート調査を行うということで、その結果、生徒のうち20人ほどがいじめを直接見たと回答したということです。しかし、学校はいじめを把握していないので市の教育委員会は学校の対応に問題が無かったかを含めて第三者機関に調査を依頼したという報道がございました。声無き声をどのように拾っていくか、何故把握ができなかったか、このような指摘が多くされているところでございます。いじめ問題は、学校、家庭、地域社会がそれぞれに役割を果たし、一体となって取り組んでいくことが重要であると思っております。

また、学校の施設整備については、現在6校の小中学校の体育館の非構造部材耐震改修工事を実施しております。これにより今年度をもって市内12校の耐震改修工事が完了します。一方、校舎につきましては学校施設の長寿命化計画を策定しておりまして、本年度完成することになっております。この計画により工事を順次進めていき、児童生徒が安全、安心、快適な学校生活を送ることができるような教育環境の整備に努めていきたいと思っております。

また、児童生徒に対する支援であります。現在全校に少人数学習指導講師、特別支援教育支援員、スクールカウンセラーを配置して、きめ細かな教育支援を実施しているところでありますが、今後も教育環境の変化に柔軟に対応していきたいと考えております。本日は教育について色々と皆様方のご意見をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 2 総合教育会議の新設に係る法改正の概要について

(事務局：教育部長)

それでは次第の2番、総合教育会議の新設に係る法改正の概要について事務局より説明いたします。

(事務局：学校教育課長)

失礼します。学校教育課長の丹羽です。よろしく申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。1番目の総合教育会議の新設に係る法改正の概要についてでございます。制度改革の背景でございます。平成23年度、滋賀県大津市で起きました中学生のいじめ自殺事件につきまして、大津市の教育委員会の対応に世論の批判が高まったこと、また、教育行政の責任体制の明確化と教育施策への首長の関与のあり方等の議論がなされ、教育委員会制度の廃止を含む抜本的改革が必要との議論が活発化しました。その結果、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたということが背景となっております。

続きまして、根拠法と趣旨でございます。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため教育委員会を引き続き執行機関として維持しつつ、責任体制の明確化、迅速な危

機管理体制の構築及び市長部局と教育委員会の連携強化のため本制度の抜本的改革を実施するということが趣旨でございます。それでは主な改正点を申し上げます。

まずは新教育長でございます。執行機関を代表します教育委員長と事務局を統括する教育長を新教育長へ統合するというところでございます。任期は4年から3年に短縮され、今までは教育委員会の中で互選されて教育長を選出しておりましたが、今後は市長より任命をするものでございます。よって新教育長は一般職から特別職という位置づけに変わります。また教育委員ではなくなるということでございます。

続きまして総合教育会議についてでございます。教育施策に関する会議を市長の主宰で行い、市長と教育委員会の意向を調整した上で、施策に反映できるようにするという趣旨で会議を設けることとなりました。

(3)の総合教育会議の概要についてご説明をさせていただきます。会議は必要に応じて意見聴取のために有識者や関係者を加えることができるというもので、例えば保護者や市民、教職員等又は学識経験者を指しております。また緊急時につきましては市長と教育長のみで開催できるということになっております。このことは教育委員全員の意見を確認した上で教育長に一任して市長と教育長とで開催するということです。

続きまして、想定される議題でございます。まずは大綱の策定義務がございます。

2点目に重点的施策に関するところでございます。学校施設の整備、予算編成の提案権を有する市長との調整、また、地域の実情に応じた教育、学術文化の振興に関する施策について議論される場合にこの会議が開かれるということになっています。

3点目に児童等の生命又は身体に被害が生じたか、あるいはその恐れがある場合の緊急措置の場合にこの会議を開くというものです。具体的に申しますといじめ問題や通学の登下校時の交通事故とか災害による校舎等の倒壊、学校教育及び社会教育施設の利用者の生命、身体に被害が及ぼされる事態に緊急的に会議が開かれるというものでございます。なお、非該当議題としましては教職員人事に関する事、教科用図書採択に関する事、政治的事案に関する事となっております。会議形態としましては原則公開ということになっています。会議録についても公開ということになっています。

続きまして、2番目の制度改正に係る本市の状況でございます。まず、新教育長です。新教育長は現職の教育長の任期満了に伴い、新制度に移行する予定でございます。現在は経過措置ということでございます。参考までに現教育長の任期は来年の9月29日であるため新制度への移行時期は28年9月30日でございます。続いて総合教育会議についてでございます。こちらは新制度に移行済みで経過措置はございません。会議は法に基づき開催されますが法で定められていない個別事項については総合教育会議においてこれを定めるとなっています。

3番目の大綱の策定についてでございます。策定の方針については後程ご説明させていただきます。策定者は市長です。内容については、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策ということで学校教育、幼稚園、生涯学習、生涯スポーツ等の総合的な教育に関する基本方針を定めることになっております。期間について定めはございませんが市長の任期や、国の教育振興基本計画に鑑み4年から5年とすることが想定されるというのが一般的でございます。策定の注意点でございますが、国の教育振興計画が平成25から29年度までの5か年計画でございますのでこれを参酌するというところでございます。以上、総合教育会議の新設に係る法改正の概要について説明させていただきました。

(事務局：教育部長)

只今、概要の説明をしていただきました。この点につきましてご質問がございましたらお願いします。

(質問無し)

それでは3番の議題に入らせていただきます。本日の議題は清須市総合教育会議設置要綱案と教育大綱の策定方針についてでございます。ここから会議の議長は市長にお願いし

たいと思いますのでよろしく申し上げます。

### 3 議題

#### (1) 清須市総合教育会議設置要綱（案）

（市長）

それではこの後、総合教育会議設置要綱について説明させていただきますが、総合教育会議の議長は市長が務めるということになっておりますので私が議長を務めさせていただきます。では早速議題に入らせていただきます。まず清須市総合教育会議設置要綱案について事務局より説明させていただきます。

（事務局：企画政策課長）

企画政策課長の河口です。よろしく申し上げます。私からは清須市総合教育会議設置要綱案について説明させていただきます。

まずこの要綱案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4により、地方公共団体の長に総合教育会議の設置を義務付けられましたことを受けまして、本市における設置及び運営について必要事項を定めたものでございます。なお、この要綱案の内容につきましては、そのほとんどが同法第1条の4の規定と重複する構成となっております。一部で本市としての運営方法を規定する作りとなっております。そしてこの要綱案の施行にあたりましては、同条第9項に「前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定める」と規定されておりますので本日この会議でご決定していただいた上で施行するという手順になっております。それでは要綱案のうち法に規定された部分につきましては先ほど資料1において説明がありましたのでここでは本市として運営方法を定めた箇所について4点ほど説明をさせていただきます。まず1点目につきましては第4条の1項の文末に「その議長となる」という部分です。法の規定では地方公共団体の長が会議を招集するということまでしか定められておりません。そこで、この会議が新設されました趣旨として民意を代表する地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされている点に鑑みて愛知県をはじめとする多くの団体で地方公共団体の長が議長となる旨を定めて運営しておりますので本市におきましても同様の規定を設ける案となっております。続きまして裏面をご覧ください。2点目として第7条の文末で「その議事録を作成し、これを公表する」という部分です。法の規定では公表するよう努めなければならないとされていますが、本市の附属機関の多くの会議につきましてはすでに議事録を公開する運用となっておりますので、市民にとって関心の高いテーマを扱う本会議についても議事録の公開を義務付けるという案となっております。さらに3点目は第8条です。ここでは地方自治法第180条の2の規定に基づく委任若しくは補助執行を行うことができる、その旨を確認するための規定となっております。最後に4点目でございます。第9条、会議の庶務については企画部企画政策課で処理することとし、第8条の規定により清須市教育委員会に事務を委任し、又は補助執行させる場合にあっては学校教育課においてその庶務に関する事務等を処理するという点を定める規定でございます。なお、この点につきましては地方自治法に基づいてすでに市長と教育委員会との間で協議書を取り交わした上で補助執行により学校教育課にて庶務を担当する旨を申し合わせているところでございます。以上で要綱案の説明を終わります。

（市長）

今事務局より清須市総合教育会議設置要綱案について説明がございましたが、ご意見、ご質問がありましたらどうぞよろしく申し上げます。

（意見、質問無し）

ご意見も無いようですのでこれにより採決をしたいと思います。  
議題1 清須市総合教育会議設置要綱案を承認することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

それでは清須市総合教育会議設置要綱案のうち「案」の部分を取っていただきますようお願いいたします。このような形で今後運営させていただきたいのでよろしくお願いいたします。

## (2) 教育大綱の策定方針について

(市長)

次に教育大綱の策定方針についてでございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局：学校教育課長)

学校教育課長の丹羽です。よろしくお願いいたします。資料3 清須市教育大綱の策定方針について説明させていただきます。大綱の策定に係る検討方針は、市長部局で現在策定中でございます「清須市第2次総合計画」、そして教育委員会で毎年度策定しております「清須市教育委員会基本方針」との整合性を確保しました上で、平成28年度末までに総合教育会議において市長が策定するというものでございます。①の清須市第2次総合計画との整合性との確保でございます。現在までの第1次総合計画では施策の指針といたしましては「歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり」ということを位置付けいたしまして、文教施策全般の方向性を定めているところでございます。そこで平成27年度と平成28年度2か年度にかけて現在清須市の第2次総合計画の策定業務を並行して大綱の策定業務を進めることによりその整合性を確保するものでございます。一方、②の清須市教育委員会基本方針との整合性との確保でございますが、先ほどご説明しましたとおり毎年度「学校教育」「幼稚園教育」「生涯学習」「生涯スポーツ」の施策の方向性について定めているというものでございます。これにつきまして大綱の策定にあたってはこの基本方針との整合性を確保するというところでございます。

続きまして2番の大綱の期間でございます。この大綱については平成29年度をスタートとしまして平成32年度までの4年間とするという案でございます。平成29年度を始期とする理由は清須市第2次総合計画の内容との整合性を図ることと、なるべく早く大綱を策定する観点から平成28年度末までに策定をしまして平成29年度に施行したいという考え方でございます。また4年間としました理由につきましては、市長の任期又は国の教育振興基本計画の期間に鑑み、4年から5年とすることが望ましいとされていること及び第2次総合計画の期間が8年を想定していることからこの周期に合わせやすいように4年間とするという内容でございます。ただし次回第2期以降の大綱の期間につきましては、その策定業務の過程において、総合教育会議で協議の上、市長が決定することとすとなっており一度4年として策定したからと言って縛りがあるものではございません。

3番の大綱の内容につきましては、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策とされており、例えば学校の耐震化や長寿命化計画や建設工事といったハード面、そしてソフト面として少人数教育の推進等を定めるとしていることでございます。それについて予算や条例等の市長権限に関する事項についてその目標や根本になる方針を策定するという内容でございます。

最後に4番の策定スケジュールでございます。平成27年度は本日を第1回会議として開催し、この大綱の策定方針を定めた後、来年度5月には骨子案を検討しまして、更に平成28年度の10月の第3回総合教育会議において、新教育委員会制度の下で開催し、年度末に第4回会議を開催し、協議、議論、調整を重ねつつ作成し、平成29年度4月1日から施行していきたいと考えております。以上でございます。

(市長)

只今事務局より教育大綱の策定方針について説明がありました。ご意見やご質問がありましたらお願いします。

(意見、質問無し)

質問も無いようですのでこれより採決をいたします。議題2の教育大綱の策定方針について承認することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

ありがとうございました。それではご承認いただきましたのでよろしくをお願いします。

### (3) その他

(市長)

続きまして3のその他でございます。教育委員さんと清須市の教育行政について意見交換を行いたいと思います。ご意見がございましたらよろしくをお願いします。

(齊藤教育長)

教育長の齊藤です。それでは2点ほどお願いします。来年度の予算方針は、学校の修繕費については現状を維持していただけるということで非常にありがたいと思っています。また長寿命化計画についても先ほど市長さんのお話にありましたようにこれについて進めていただけることで子どもの安全、安心を守るためには是非とも進めていかなければならないのできちんやっただくよう確認と要望をしたいと思います。また、2点目ですが、いじめの問題が名古屋市のほうで大きく話題になりました。本地区でも早速ある学校でいじめのアンケートを取ってみて、現状ではいじめは無いという回答でした。まだ全校実施はしていませんが、いじめ防止対策をより具体的に進めていくには少人数クラスの実施のための講師、そしてスクールカウンセラーの配置を引き続いて現状を維持していただきたいと思います。これは本市の教育行政の非常に大きな特徴でありますのでいじめ防止対策として効果があると私は認識しております。これを引き続き出来ましたらありがたいと思います。

その2点をお願いし、子ども達がこのまちに住んで良かった、そしてこのまちを誇りに思えるようなまちにしていきたいと思いますので市長さんにはまた色々多くのことをお願いすると思いますがよろしくをお願いします。

(市長)

先ほど言われたアンケートは記名で行うものですか。

(齊藤教育長)

基本的には教育相談の場合はその子の悩みを直接把握するために記名で行います。しかし、いじめの問題を把握する時は、記名があるとついづらいということがあったり、それによっていじめの対象が自分になってしまうのではないかと子どもが心配することに配慮して無記名にします。ケースバイケースで対応しています。

(堤委員長)

色々をお願いすることが多いですがよろしくをお願いします。

(市長)

これで本日の協議はすべて終わりました。それでは事務局のほうにお返しします。

(事務局：教育部長)

ありがとうございました。以上をもちまして第1回清須市総合教育会議を終了します。  
大変お疲れ様でした。

会 議 の 結 果

会議の経過のとおり

問 合 せ 先

教育部学校教育課

052-400-2911 内線1313